

## 論点に対する回答

分野	「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について
省庁名	デジタル庁
<p>令和4年9月13日公開の経団連規制改革要望において、「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」が公表されたものと承知しています。</p> <p>&lt;要望内容・要望理由&gt;</p> <p>道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、指定区間内の国道では、歩行者利便増進道路制度に基づき、オンライン上で公開された道路占用許可基準および道路使用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者および都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占用許可および道路使用許可を「道路占用システム」によりオンラインで一括申請することができる。</p> <p>他方、指定区間内の国道を除く、地方公共団体が管理する道路（指定区間外の国道、都道府県道、市区町村道）は、「道路占用システム」の対象とされていない。政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ること」としており、同計画内で、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として定める道路占用許可申請についても、e-Gov を利用したオンライン化の促進を検討している。</p> <p>そこで、①デジタル庁や国土交通省が中心となり、地方公共団体における道路占用許可申請について、e-Gov を利用した標準化した形での手続のオンライン化の早期実現を図るべきである。その上で、②「道路占用システム」と e-Gov のシステム間直接連携等により、指定区間内の国道とその他の道路を同時に占有しようとする場合も、2つのシステム上でそれぞれ手続を行うのではなく、1つのシステム上でワンストップに行えるようにすることで、利便性を向上させるべきである。</p> <p>これにより、道路占用に係る手続がオンライン上でワンストップサービス</p>	

となれば、飲食店等が屋外客席を設置することがより容易になり、オープンスペースの活用が進み、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待できる。

当該要望にかかる以下の論点について御回答ください。

### **論点 1 都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化**

- ① 国土交通省が取り組んでいる地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化について、対応方針について説明いただきたい。
- ② 上記オンライン化の普及促進にかかる対応方針についても併せて説明いただきたい。

#### **【回答 1】**

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、新たにオンライン化等の検討を行う際は、e-Gov等の利用を第一に検討することとされている。

e-Govは、これまで各府省庁向けの電子申請に対応してきたところ、今後、地方公共団体向けの電子申請にも対応可能とし、e-Govは、事業者から国・地方へのオンライン申請の実現を支えていく方針である。

そのため、デジタル庁では、e-Govを利用した地方公共団体手続のオンライン化を図るにあたり、現状で不足する機能等、環境整備のための設計開発を実施予定である。

これにより、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請のオンライン化についても、e-Govの利用が可能となる。国土交通省とデジタル庁が連携して、まず、令和5年度は試行的にいくつかの地方公共団体への道路占用許可申請の手続について、オンライン化を行い、令和6年度以降、段階的に地方公共団体の対象範囲を拡大していく方針である。

e-Govを利用した道路占用許可申請に係る地方公共団体手続のオンライン化の普及促進に当たっては、国土交通省とも連携して取り組んでいく考えである。

### **論点 2 国道とのワンストップ申請**

仮に、都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化において、国土交通省がe-Gov等のデジタル庁が用意するプラットフォーム

を活用する場合、国土交通省が国道（道路占用システム）とのワンストップ申請（道路占用システムとの連携）を検討しているところ、対応方針について説明いただきたい。

**【回答2】**

国土交通省における検討状況を踏まえ、デジタル庁においても、国土交通省と連携して、実現方法を検討してまいりたい。

**論点3 申請項目の統一**

仮に、都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化において、国土交通省がe-Gov等のデジタル庁が用意するプラットフォームを活用する場合、国土交通省が地方公共団体の申請項目の統一を検討しているところ、対応方針について説明いただきたい。

**【回答3】**

e-Govでは、申請項目を各府省庁等において設定することができる様式作成支援ツールを提供しており、行政手続のオンライン化を行う際の申請項目等入力フォームの作成は、各手続を所管する行政機関等において行うことが可能となっている。

国土交通省における検討状況を踏まえ、本手続において当該ツールをどのように活用するかといった具体的な活用方法等について、デジタル庁においても、国土交通省と連携して、実現方法を検討してまいりたい。

**論点4 道路占用許可と道路使用許可の一括申請**

仮に、都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化において、国土交通省がe-Gov等のデジタル庁が用意するプラットフォームを活用する場合、国土交通省が、道路使用許可（警察庁）との一括申請（警察庁のシステムとの連携）を検討しているところ、対応方針について説明いただきたい。

**【回答4】**

国土交通省における検討状況を踏まえ、デジタル庁においても、関係機関と連携して、実現方法を検討してまいりたい。